

農業委員会だより

第95号

令和5年(2023年)

年3回発行
8月号

発行・問合せ 練馬区農業委員会 〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 ☎5984-1398

第25期 農業委員会委員が決まりました

第24期農業委員の任期満了に伴う改選により、第25期農業委員が決定し、7月18日に発令式が行われました。



令和5年7月18日の発令式での集合写真

上段左から 莊埜晃一委員、橋本良子委員、井口和喜委員、渡邊仁委員、篠貞夫委員、保戸塚武彦委員、田中聖晃委員、神田靖仁委員

下段左から 櫻井祐次委員、宮部光夫委員、篠田政巳委員、相原和彦委員、前川耀男区長、尾崎賀一委員、榎本重恭委員、酒井利博委員、加藤直正委員

第25期農業委員のご紹介

8月4日に第1回農業委員会総会が開催され、会長に尾崎賀一委員、第一副会長に田中聖晃委員、第二副会長に篠田政巳委員が互選により選出されました。

第25期農業委員の任期は令和5年7月30日から令和8年7月29日までの3年間です。

会長 尾崎 賀一委員	第一副会長 田中 聖晃委員	第二副会長 篠田 政巳委員	相原 和彦委員
井口 和喜委員	榎本 重恭委員	加藤 直正委員	神田 靖仁委員
酒井 利博委員	櫻井 祐次委員	篠 貞夫委員	莊埜 晃一委員
橋本 良子委員	保戸塚 武彦委員	宮部 光夫委員	渡邊 仁委員

(会長、副会長以外は50音順)



会長就任のご挨拶

第 25 期
練馬区農業委員会会長

尾崎 賀一

この度、第 25 期の会長を務めさせていただくこととなりました。

私は農業委員として 4 期目となりますが、委員に就任してから、都市農業を取り巻く環境が大きく変わりました。この間、特定生産緑地や生産緑地の貸借が制度化され、練馬区の貴重な財産である農地の保全に向けて道筋が整ってきた一方で、生産緑地面積は年々減少しております。これに伴い、農業委員会の役割もますます重要なものとなっております。

今後とも、練馬区、東京あおば農業協同組合、関係団体と連携し、生産者に寄り添った委員会活動を進めていきます。



会長退任のご挨拶

第 24 期
練馬区農業委員会会長

西貝 孝之

在任中は、練馬区、東京あおば農業協同組合、関係機関や農業委員の皆さまから多大なご支援とご協力を賜り、誠にありがとうございました。

第 24 期はコロナウイルスで始まり、委員会活動も軌道に乗ることが難しい面もあったと思います。その中で、2022 年問題や特定生産緑地、農地法改正、農地の貸借、農地パトロール等の課題解決に尽力してまいりました。

今年は練馬区主催の全国都市農業フェスティバルが実施されます。引き続き、練馬区の都市農業の発展のためにお力添えをいただきますようお願いいたします。

任期満了によりご勇退された委員 (50 音順)

井口哲哉委員、石手啓夫委員、井之口喜實夫委員、加藤和雄委員、木村隆昭委員、瀧島規秀委員、田中大代委員、半田保之委員、増田義二委員、宮本兼一委員、本橋朋和委員
ご尽力いただき、誠にありがとうございました。

9～11 月は農地管理推進月間です

今年度は 9～11 月に農地パトロール（農地法第 30 条の規定に基づく農地利用状況調査）を実施します。区内の全生産緑地を対象として、農地の肥培管理状況や標識の有無などを確認します。

○肥培管理状況が不適切であると・・・

固定資産税の課税額が変更されたり、相続税猶予を受けている場合には期限の確定がなされる場合があります。調査の結果、肥培管理状況が不適切な農地所有者には、農業委員からご連絡させていただく場合があります。

○農地の管理に不安がある方は・・・

農業委員・農業委員会事務局にご相談ください！

農地の管理に不安がある方は、貸借制度などの新しい仕組みやねりま農サポーターを活用してみませんか。

練馬区内では、生産緑地（相続税納税猶予適用農地を含む）の貸借が進んでいます。「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」を活用すれば、相続時に農地の返還を受けることが可能です。

他人に畑を貸すことに不安を感じているという方も、ぜひ一度、ご相談ください。

農業経営実態調査にご協力を

農業委員会では、毎年 8 月 1 日を基準日として「練馬区農業経営実態調査」を実施しています。調査結果は、農業委員会業務のほか、都市農地の保全や農業振興施策のために活用します。

8 月初旬に各戸へ調査票等を郵送しましたので、調査へのご協力をお願いします。提出期限は **8 月 31 日(木)** です。

【問合せ】農業委員会事務局 ☎ 5984-1398

農業者年金に加入しませんか

積み立て方式による確定拠出型の年金で、加入資格・要件に該当する方は、いつでも**加入・脱退**できます。

積み立てた保険料とその運用益により年金額が決まり、その時々への加入者数等に左右されにくい、長期安定型の制度となっています。

詳しくは、農業委員会事務局またはお近くの JA 東京あおばにお問い合わせください。

全国の都市農業が練馬区に集結！！

11月19日(日)

全国都市農業フェスティバル開催

【問合せ】都市農業課事業調整担当係 ☎5984-1498

【概要】「買う」「食べる・体験する」「話す・学ぶ」をテーマに、都市農業の魅力を感じることができる様々なイベントを開催します。

【会場】都立光が丘公園・区立光が丘体育館 他

【被招聘都市】国分寺市・松戸市・名古屋市・京都市

令和4年10月に「実務検討部会」を立ち上げました。各地区からご推薦頂いた農業者および当日講演会に登壇する農業者の皆様と共に、当日のプログラムを検討しています。

【練馬地区】西貝伸生さん、西貝洸輝さん
【石神井地区】田中秀一さん、野坂亮太さん
【大泉地区】洒井雅博さん、高橋洋平さん、加藤優子さん



当日のイベント内容

買う

- 練馬産農産物、加工品等を販売します！
(JA 東京あおば農業祭と共同開催)
- 被招聘4都市に加え、20以上の都市の農産物や加工品を販売します！



食べる 体験する

- 各地区の青壮年部や被招聘都市から推薦頂いた「キッチンカー」が多数出店します！
- 農業体験農園園主会の皆様にご協力頂き来場者に都市農業の魅力を知って頂く「ミニ講座」を開催します！



話す・学ぶ

- 参加都市の農業者同士で、都市農業の魅力や各地の特色ある取組などを熱く語り合う「講演会」を、光が丘体育館にて開催します！



最新情報は SNS でも発信していきます！
区職員が農作業のお手伝いをしている様子なども！



(左) ツイッター
(右) インスタグラム

生産緑地の新規・追加指定申込受付を開始

練馬区では、生産緑地地区の新規・追加指定を積極的に推進しています。

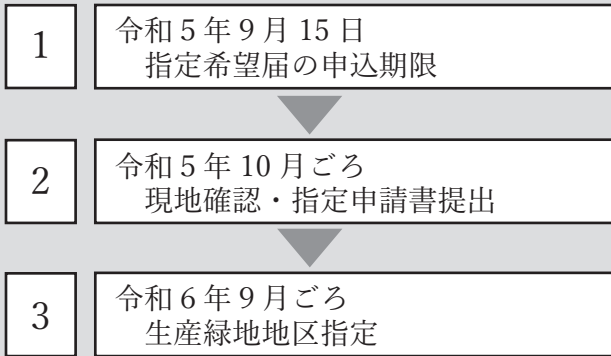
令和6年度の新規・追加指定の申込みを、
令和5年9月15日(金)まで受け付けます。

今年度から
変わりました

受付窓口は都市計画課(練馬区役所本庁舎16階)です。

指定のご意向がある方や、要件を知りたい方は、都市計画課にお問い合わせください。

申込から指定までの流れ



申込時に必要な書類

- ・生産緑地地区指定希望届(都市計画課窓口で記入)
- ・地図(住宅地図などの写し)
- ・公図の写し【原本】
- ・土地登記簿謄本全部事項証明書【原本】

※筆の一部の指定を希望する場合は、**2**の現地確認後に実測図をご用意ください。

※【原本】とあるものは、申込の3ヶ月以内に法務局が交付したものを。

登記情報提供サービスによるものは不可。

生産緑地地区とは?

生産緑地地区は、都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用がある、かつ公共施設等の用地として適している、300㎡以上の一団の農地等であるなどの要件を全て満たす農地等について、都市計画の手続きにより指定するものです。

生産緑地地区に指定された農地等は、適正に管理することが義務付けられ、建築等が制限される一方で、固定資産税や相続税等の特例措置が適用されます。

【生産緑地地区制度に関する問合せ】都市計画課土地利用計画担当係 ☎5984-1544

【農地に関する問合せ】農業委員会事務局 ☎5984-1398

農業委員会・JA東京あおば・練馬区 三者意見交換会を開催しました

令和5年3月27日、農業委員会、東京あおば農業協同組合および練馬区の三者による意見交換会を行いました。農業委員会からは西貝会長、尾崎副会長および宮本副会長が、JAからは久保組合長、相原副組合長ら常勤理事の方々が、練馬区からは都市農業担当部長および都市農業課長が出席しました。

西貝会長から「農業者の支援にあたっては、営農が難しくならないうちに課題を整理し、アドバイスしていくことが大切。農家といつも顔をあわせているJA東京あおばのご担当とも連携し、農業者の手助けをしていきたい。」との発言がありました。

また、久保組合長からは「どんな作物を作っているか、どんな年間スケジュールで営農しているのかなど、農協としての目線でヒアリングする等により、農業者それぞれの課題を把握できると思う。農業委員会と連携し、農家の支援に繋げていきたい。」との発言がありました。

お知らせ

令和5年度の広報部会委員が決まりました。よろしくお願いいたします。

【新広報部会委員】(部会長以外は50音順)

篠田 政巳委員(部会長)、篠 貞夫委員、荘 埜 晃一委員、橋本 良子委員、渡邊 仁委員